

令和2年 網走市議会
総務経済委員会会議録
令和2年5月1日（金曜日）

○日時 令和2年5月1日 午前10時16分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第1号 令和2年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第2号 網走市常勤の特別職に属する職
員の給与に関する条例の特例に
関する条例の一部を改正する条
例制定について

○出席委員（8名）

委員長	立崎 聡 一
副委員長	松浦 敏 司
委員	石垣 直 樹
	小田部 照
	川原田 英 世
	栗田 政 男
	澤谷 淳 子
	山田 庫司郎

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議長	井戸 達 也
----	--------

○傍聴議員（6名）

金 兵 智 則
近 藤 憲 治
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸
古 田 純 也
村 椿 敏 彰

○説明者

副市長	川田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
観光商工部長	田 口 徹 博
観光商工部次長	秋 葉 孝 博
職員課長	寺 口 貴 広
観光課長	大 西 広 幸
観光商工部参事	高 井 秀 利
観光商工部参事	前 田 関 羽

○事務局職員

事務局長	武田 浩 一
次 長	伊 倉 直 樹
総務議事係長	神 谷 浩 一
総務議事係	早 渕 由 樹

午前10時16分開会

○立崎聡一委員長 ただいまから総務経済委員会を
開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案2件につ
いて審査します。

まず初めに、議案第2号網走市常勤の特別職に属
する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の
一部を改正する条例制定について、審査いたしま
す。

議案第2号につきましては、議案第1号中の人件
費等関係が関連しておりますので、併せて審査いた
します。

その後、残りの議案第1号中、所管分について審
査いたします。

それでは、議案第2号網走市常勤の特別職に属
する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一
部を改正する条例制定について、及び議案第1号
中、人件費等関係分を併せて説明願います。

○寺口貴広職員課長 議案資料10ページ、資料2号
を御覧願います。

議案第2号網走市常勤の特別職に属する職員の給
与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正す
る条例制定について御説明申し上げます。

初めに、改正の趣旨でございますが、新型コロナ
ウイルス感染症による、厳しい地域経済の状況を鑑
み、市長、副市長、及び教育長の給料月額を減額
するため、当該条例について所要の改正を行うもの
でございます。

改正の内容でございますが、令和2年5月分から
令和3年3月分までの間の特別職の給料月額を減額
するもので、市長は令和2年5月分の給料月額を
40%減額の月額57万円とし、令和2年6月分から令
和3年3月分までの給料月額は、10%減額の85万
5,000円にしようとするものでございます。

また、副市長は令和2年5月分から令和3年3月分までの間、5%減額の月額72万2,000円とし、教育長につきましても、同じく5%減額の月額63万1,750円にしようとするものでございます。

削減額につきましては、5月分から来年3月分までの給料と、6月期、12月期の期末手当を合わせた合計額で、市長は177万8,876円、副市長は59万7,550円、教育長は52万2,856円と見込んでおります。

この条例の施行期日につきましては、令和2年5月1日から施行しようとするものでございます。

特別職給与の特例条例についての説明は以上でございます。

引き続き、特例条例の改正に係る人件費の補正ですが、議案資料8ページを御覧願います。

人件費の補正概要につきまして、ここでは一般管理費と教育委員会費を合わせた総額で御説明申し上げます。

人件費の補正総額は290万円の減額で、内訳としましては、市長、副市長及び教育長の給料が211万3,000円の減額、期末手当では78万7,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○川原田英世委員 はい、基本的な内容は理解するんですが、1点ちょっと確認したいんですけども、市長の給与の5月だけこの40%というのは何か理由があるのか、教えていただきたいのですが。

○寺口貴広職員課長 今回の削減率の根拠ということでございますけれども、今回、厳しい経済状況鑑みて減額するという提案になっておりますけれども、他の自治体でも地域経済の影響などを踏まえまして、特別職の給与を削減しているところがございます。

削減の内容はそれぞれ異なっているところがございますが、例えば北海道内におきましては、知事が6月期の期末手当を従来の30%に、10%上乗せした40%減額することとしているところですが、こうした他の自治体の動向や、今回ですと議会側からも政務活動費など減額があるということですので、それらも参考としまして、市長が総合的に判断したところでございます。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

○立崎聡一委員長 他に。

それでは、お諮りいたします。

議案第2号網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び、議案第1号中の人件費関係分につきましては、全会一致により原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○立崎聡一委員長 それでは続きまして、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、議会費関係分について説明を求めます。

○岩永雅浩企画総務部長 議案資料第1号、3ページを御覧願います。

議案第1号令和2年度一般会計議会費、補正予算中、議員調査旅費、及び政務活動費交付金の補正につきまして御説明をいたします。

初めに、1の補正の理由及び内容ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の情勢を鑑み、網走市議会議長からの要望のありました、議会費の減額を行うもので、①の議員調査旅費は全額の256万円、②の政務活動費交付金は2分の1となる192万円、合計448万円を減額するものでございます。

次に、2の補正額ですが、歳出予算からそれぞれの事業より減額することとし、補正後の額は資料に記載のとおりでございます。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

議案第1号、令和2年度網走市一般会計補正予算中、議会費関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

○立崎聡一委員長 それでは続きまして、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、商工振興費関係分について、一括して説明を求めます。

○秋葉孝博観光商工部次長 議案資料4ページを御覧ください。

令和2年度一般会計補正予算、新型コロナウイルス営業継続支援事業につきまして、御説明申し上げます。

1、補正の理由及び内容ですが、新型コロナウイルスにかかる政府の緊急事態宣言の対象地域の拡大

や、北海道の休業要請などの状況を踏まえ、社交飲食店及び北海道の休業要請に協力する事業者を支援するため、必要な経費を追加補正するものでございます。

初めに、①社交飲食店支援金給付事業ですが、経費の内訳は、支援金の給付に係る事務費として、印刷費などが7万4,000円、郵送料などが12万6,000円、支援金は1店舗当たり10万円です。

網走保健所に登録のある市内社交飲食店約300店を対象に申請割合を8割とし、2,400万円を見込んでおります。

事業費の合計は2,420万円でございます。

次に、②休業要請協力支援金給付事業ですが、経費の内訳は、支援金の給付に係る事務費といたしまして、印刷費などが13万4,000円、郵送料などが6万6,000円、支援金は1件当たり10万円です。

北海道の休業要請の対象事業者数を統計資料から約200社、申請割合を8割とし、1,600万円を見込んでおります。

事業費の合計は1,620万円でございます。

2、補正額ですが、①社交飲食店支援金給付事業は2,420万円で、財源内訳は寄付金が1,100万円、基金繰入金金が1,320万円でございます。

次に5ページ、②休業要請協力支援金給付事業は1,620万円で、財源は全て基金繰入金です。

(2)歳入予算につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に6ページ、3、事業の概要ですが、対象業種は、①では、今後販売を予定しております社交飲食応援お食事券の取扱事業者であることが、条件となります。

迅速な対応を図るため、予算の成立を前提といたしまして、4月28日に登録済みの事業者142社に対し、請求書など関係書類を送付しております。

支援金は1店舗当たり10万円の支給となります。

次に、②では北海道の休業等要請に協力し、道から協力支援金20万円、または10万円を受給した事業者に市が支援金を上乘せ給付するもので、市での手続きは、北海道の支援金、決定通知などを協力事業者が受領した段階で、申請受付を始めることとしております。

支援金は1件当たり10万円の支給となります。

説明は以上です。

○立崎聡一委員長 質疑に入ります。

質疑ございますか。

○川原田英世委員 はい、これも何点かまず確認したいんですけども、社交飲食店支援金給付事業、現在142社ということなんですが、これがお食事券の事業の登録が必要ということなんですけれども、この理由をまず伺います。

○秋葉孝博観光商工部次長 まず初めに、今回の支援金につきましては、社交飲食業、それから、後ほどになりますが、公共交通、ホテル、旅館など、こうした事業者に対して、迅速な支援が必要という考えのもとに、予算を今、上程しているところでございます。

まず、いかに早く支援金を給付できるかということを考えまして、既に、さきに補正予算を上程いたしましたお食事券事業を行ってございましたので、ここで請求に関する住所ですとか、氏名、店舗を全て押さえているという条件がありましたので、申請を待たずに、こちらからその情報をもとに請求書を作成しまして、お店の方から印をつけて出していただければ、まずすぐに支給できるというところで、前段で補正しました食事券の事業と併せて実施しようとしているところでございます。

○川原田英世委員 スピード感を持って取り組むためのということで理解をしました。

それで今142社ですけれども、予算等まだまだこれからも募っていくということになると思うんですが、これ動き出した後でも申請することは可能なのか、その点ちょっと確認したいんですが。

○秋葉孝博観光商工部次長 ただいま事業者登録も呼びかけておまして、これにつきましては当初の予定では、お食事券の販売期限というのは9月末に設定をしております。

ただ、なるべく利用者の方には申請を早く出していただきたいということで、今後周知も含めながら迅速に対応したいと思います。

期限につきましては、今現在、お食事券の制度的には9月末までですが、なるべく早く周知をして、申請いただけるように努めてまいりたいと考えております。

○川原田英世委員 はい、わかりました。

できるだけ早く動けるような形でやっていただければというふうに思います。

さっきちょっと説明を聞き逃したかもしれませんが、早ければいつから現金が実際に支給になるという形で対応されるのでしょうか。

○秋葉孝博観光商工部次長 本日、議決をいただい

た後に、支給手続に入って、市のほうでは平日で5日間必要になりますので、最短でも5月12日以降になるというふうに考えております。

○川原田英世委員 5月12日以降からということなので、ゴールデンウィークが、ゴールデンウィークではなくなってしまいましたけれども、これを挟んでということで、かなり厳しい状況は続くのかなというふうに思っています。

それで、今日の報道でもありますし、これはもうしょうがないというか、5月6日を過ぎても、緊急事態の状況は長く続いていくだろうということが一つあり、これは5月6日までめどとした中での今の対策、これから先、さらに必要になってくる部分があるというふうに思うんですが、その中で、この基金、今使っているものは、多分、前回のと合わせてちょっと聞いてると、この後の事業もありますけど合わせると基金がなくなる状況になるのではないかとというふうに思うんですが、まずはふるさと納税の基金の状況についてちょっと確認したいと思います。

○立崎聡一委員長 休憩します。

午前10時32分休憩

午前10時34分再開

○立崎聡一委員長 再開します。

川原田委員の答弁からなのですが、今、資料を調べに行っておりますので、後ほどお答えすることによってよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは他に。

○山田庫司郎委員 今回の議件ですけれども、ぜひ可決を私たちもさせていただいて、速やかに実施をしていただきたいという、まず前段申し上げたいと思うんですが、ただ5月6日までの緊急事態宣言が、今また延長される話が、非常に大きく今なってきました。

そういう意味で、この今、うちの独自の事業でありますけれども、道の事業にフォローをするというんですか、そういうような事業の側面もありますから、今、道のほうで例えば5月6日が延びて仮に1カ月延びて、6月までというふうに話になったときに、道のこの事業がもしかしたら、今は、5月6日まで休業をしたという前提の中で道の補助があるわけですが、これが逆に延長になると、それもまた延びて結果的に道の事業は6月以降でないと動き出さないという可能性がないかどうか非常に心配

なんです、その辺何か情報も含めて、理事者のほうであればちょっとお答えいただければと思います。

○秋葉孝博観光商工部次長 北海道の休業協力、感染リスク低減支援金という名称で、4月30日から申請書等が各振興局に備えつけが始まりまして、北海道のホームページでも備えつけがありますが、この申請手続が入っております。

また、連休中か連休明けかには、ウェブによる申請手続を始めるというところで、今回はあくまでも5月6日までの休業要請に対する協力金ということだったんですが、北海道が示しているQ&Aというのがありまして、その中では再延長を休業の期間が延長した場合について、支援金が上乘せになるかというような問い合わせに対しては、現状その予定はないという回答です。

ただ、その期間がどれだけ延びるかによっても、国、都道府県も含めてですね、検討されるかと思っておりますので、その動向には注視してまいりたいと考えております。

○山田庫司郎委員 まだ道の見解といたしますか、考え方が明らかになっていませんから、推測の域は脱していないわけですが、今の次長から答弁あったように、遅くとも4月25日から5月6日までを休業した場合という道の前提があるんです。

そのほかにも市独自の10万円の補助もありますけれども、支援もありますけれども、これが昨日から受付しているのも私も存じ上げていますが、受付はしたけれども、お金を出すのをさらに延長するんだから、また皆さんの休業の延長の協力をもらわないと困るという話に、事業としてなっていないのか、これはあくまでも6日までなので、道の第1弾といえば第1弾として実施はするけれども、さらに延長になればそれは第2弾の中で対策をしていくというふうになればいいんですけども、一緒になっていたときに、支給が非常に遅れる可能性も、ちょっと私が心配しすぎなのかもしれませんけれども、その辺は、今回のやつは6日までの事業だというくりでいいんでしょうかね。

○秋葉孝博観光商工部次長 北海道の事業ですので、私のほうから正しい回答というのはなかなかできないですけども、今現時点でも既に申請が始まっていますので、5月6日まで、今お話があった遅くとも4月25日から5月6日までの休業期間に協力をさせていただいた業者に対してということで始まっ

ていますので、給付金が遅れるということはないかと思いますが、ただ引き続き5月6日以降、もし仮に休業が延長になった場合には、それには協力をしていただかなければならないというのは、北海道の事業者さんに対する説明ですので、そこはどのような展開になっていくかというのは、これは北海道が決めることですので、市としてはそうした動向も踏まえながら様々な検討をしていきたいというふうに考えております。

○山田庫司郎委員 今、御答弁いただいて、ただ本当に道の立場で、道の見解を確認しないとこれ分からない部分です。

きっと延ばせば休業要請というのは、また引き続きおきるんだらうというふうに思いますから、今次長からあったように、これは第一弾として6日までだというふうにも、道の事業ですから即答できないのも十分理解をさせていただきます。

ただ、本当にそうなったときに、支給されるのが遅くなるようなことになると私は大変だと思いますから、できるならば市の上乗せの分を道の申請でクリアした分については、道が後で支給を遅らせても、その確認ができればうちの部分の上乗せの分は支給するというぐらいの腹を持っているかどうかなんです。

○秋葉孝博観光商工部次長 この休業要請協力支援金につきましても、いかに事業者の方の手續を省略できるかという視点で考えております。

ちなみに北海道の申請には、休業などの証拠となる現況写真、それから感染リスクを軽減する取組内容の確認、それから業種を確認するための確定申告書の写し、それから誓約書など、そうしたものが必要になっております。

北海道のほうから休業要請に対して、その支援金の決定通知などが出ましたら、それがいわゆる証拠書類になりますので、その決定通知をもって、市のほうは請求書をですね、今度はどこが休業要請しているかわかりませんので、ちょっと市役所に連絡いただいて郵送でそうした書類を送る形になるかと思いますが、なるべく手間暇かけないように行いたいと思います。

また一つ、データでの提供をできないかというのが、振興局を通じまして、道庁のほうになるべくそのデータをもらえれば、そこで事業者名、住所がわかりますので、そうしたことも今、道庁のほうには働きかけております。

○山田庫司郎委員 ぜひ道のほうにも要望含めて、自治体の考え方含めて言っていってほしいと思いますし、今次長から答弁あったように、確認ができる仕組みがもしできれば、市の上乗せ分は支給をしていくということも含めて、これは道が支給が遅れた場合の話ですけれども、そこら辺の対応も含めて、そうなりますと、道の給付金が30万円満額出たところについては、市の上乗せがないんですよね。

ここは、道のほうが支給をするということですから、30万円にさらに10万円を市が上乗せをするというシステムではないですよね。

○秋葉孝博観光商工部次長 議案資料6ページにありますが、あくまでも休業要請に対して、市の支援するところはですね、個人事業主の道が20万円、給付を受けたところに対して10万円と、居酒屋等がメインになりますが、お酒の提供を7時以降取りやめたところに対して10万円の給付です。

ただ一方で、図にある左は登録事業者、これ1店舗当たり10万円ですから、仮に30万円を持っている法人、網走のほうにお店があって法人でやっていて、30万円の支給を受けたとしても、市内にある店舗数に応じて、食事券の登録事業者になっていただければそれは10万円、1店舗当たり支給しますので、今委員おっしゃる休業要請に対しては、あくまでも30万円出た場合は出しません。

一方で左側の飲食券、これで登録できたところにつきましては1店舗当たり10万円出しますので、休業要請に取り組んで実際に飲食店にも参加していただけたところは30万円、プラスあと店舗数になりますけれども、その分が支給を受けられるという仕組みです。

○山田庫司郎委員 ちょっと私の認識が間違っていたのかもしれませんが。

そうしたら、併給される場合もあるということで考えていいですね。

そういうことですね。

要するに市独自の、該当すればですよ、クリアして登録されていなければならないというのが大前提ですけれども、この10万円というのはそこに該当すれば出ますと、それと道の給付が出た場合については、30万円に上乗せはありませんが、20万円と10万円については上乗せをしますと。

ですから、お店によってはどちらの支援金ももらえるという考え方でいいですね。

併給されるということ。

○秋葉孝博観光商工部次長 委員おっしゃるとおり、この図を見ていただきますと、左と右は別の補助金なんです。

ですから、それぞれ該当すれば支援金を受給できますので、委員おっしゃるとおり、両方支給される事業者もあるかと思えます。

○山田庫司郎委員 ちょっと私の認識が間違っていたので、改めさせていただきますが、大変ありがたいことだと思います。

それで先ほどから何回も言っているように、道の見解が明らかになった時点で、方向というのは見えてきますけれども、もし仮に、道が今回の分がまた1カ月延びたとして、それもまた支給も延びるような状況になれば、先ほどから言っているように確認できることが大前提ですけれども、市の10万円、20万円に対しての上積みの方については、それと10万円の独自のまた事業のこの10万円については、もちろん支給できると思えますから、できるものはしていくという考え方もぜひ含めて、もっていただきたいというふうに思えます。

それと、これも申請の期限というものはあるんですか。

○秋葉孝博観光商工部次長 まず、この事業は全く違う事業が二つで、10万円という支給を受けられるので一緒になってしまうのですけれども、まず一つ、社交飲食店の支援金につきましては、先ほど川原田委員のほうからありましたけれども、事業期間として当初9月末までを見込んでいましたので、その期間までという考えはありますけれども、ただやはり急いでやったほうが良いというのは十分認識をしておりますので、周知をしながらですね、遅くても今既に登録事業者の方に、第1回目の請求書を送付していますので、それから随時、毎日そのデータ数、事業者数が増えているような状況がありますから、順次増えた分については、本日もですね、夕方の便で請求書、関係書類を送りたいと思います。

9月まで待たないで、なるべく早い時期、5月なり6月中には全て終えるようなスピード感でやりたいと思います。

もう一つのこの北海道のほうはですね、北海道の休業要請に対しましては、その決定通知というものを市のほうに提出いただけるか、もしくはデータで共有できないかも、これはお願いをしている段階ですけれども、あくまでもその根拠で、北海道が休業要請に対して協力事業者と認定さえ、そうした書類

さえもらえれば、これも随時請求書をいただいて支援金を振り込むということで、なるべく早く行いたいと考えています。

ただ、北海道の休業要請の申請時期が、たしか6月末といった資料が…失礼しました。

7月末という申請ですので、申請する方が遅ければ、当然市のほうもそれは遅れるという形になります。

○山田庫司郎委員 申請はいつまでというのが、特にこの事業の中に書いていませんから、今次長から言われるように、先に出していた飲食券、それからプレミアム商品券の関係の登録業者ということも大前提ですから、それが9月ぐらいいまになっているから、その期間までは申請できるということで考えていいですか。

なるべく早くするのは…

○秋葉孝博観光商工部次長 一つですね、ここは断言ができないんですが、お食事券というのは経済効果が非常に高いと思っていますので、やりたいと思っています。

ただ、これが本当に販売できるかというのが別の視点でやっぱり考えなきゃいけないと私は思っておりますので、今の状況が、仮に5月、6月の全体終息がしないというようなことになれば、この事業の実施もまた再検討しなければならないというふうに考えています。

そうした場合には、これは支援金ですから、なるべく長い期間で余裕を持って、急ぐ方には急いで、忘れていたから支援金を給付できませんよということは、これは無いようにしなきゃいけないので、この今の状況がさらに長引いて事業ができなくなるということになれば、登録事業者を募集していること自体が意味をなさなくなってしまうので、そういうときは改めて判断をしたいということで、現状としては、あくまでも事業期間9月末まで想定していますので、9月というお答えをさせていただいております。

○山田庫司郎委員 今次長から答弁いただいたとおりでと思います。

本当に終息がいつになるか全く予測がつかないですから、今の段階では9月ということで、とりあえず押さえておきながらも、どういうふうになっていくかということ、早まることはないと思いますが、遅くなっていく可能性は多分にあるという思いますので、次長の答弁のとおりだと。

そして、今、次長からお話がありましたから、この議件ではありませんが、さきに取り組んでいます、5月6日以降に券を発行していきたいという流れで出ていましたけれども、今次長から言われるように、これがまた緊急事態宣言が延長されるとなると、人のにぎわいと、まちなにぎわいというのは非常に求めたいですが、感染の拡大をやっぴり違う面では押さえていかなければならないという側面も持っていますから、券を発行していいのかどうかということで、非常に悩まれると思いますが、私はなるべく早く券を出してテイクアウトを含めてですね、そちらのほうに重きを置きながらも、お店のほうに一生懸命協力して応援しましょうという流れを私はつくったほうがいいのではないかと思います、これはある程度私の考え方をですから、本当にどう判断していかなければならないというのは、6日以降もまた再度延長になれば、再考していかなければならないというふうにちょっと思っていますが、今いろいろ聞かせていただきまして、それでですね、これに絡めてという意味ではありませんけれども、これからのいろんなことも含めて、議論もしていきたいというふうに思っているのですが、議件から離れますから、ちょっと委員長にお願いも含めてですが、ぜひ理事者の方と話し合う機会を別の意味で、これも速やかにやらなければ何にも意味がありませんから。

理事者の方もいろんな対応で大変忙しいというふうには十分理解をしています、議員もいろんな意味で、いろんな人と接しているいろんな意見も聞いているということも含めて、今回については賛成はもちろんしますけれども、時期のことを含めて、話し合える機会をですね、ぜひ委員長にお願いしたいというふうにちょっと思います。

○立崎聡一委員長 休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時53分再開

○立崎聡一委員長 それでは再開いたします。

○岩永雅浩企画総務部長 先ほど川原田委員から…

○立崎聡一委員長 すいません失礼しました。

今の山田委員からの御意見は一度預らせていただきまして、終了後にまたお話をしたいと思いません。

○岩永雅浩企画総務部長 先ほど川原田委員からの御質問がありました。

遅くなって申しわけありません。

財源についてのお尋ねだったというふうに思いますが、4月20日に可決をいただいた補正予算も含めてですが、ふるさと寄附金の中のその他まちづくり基金を原資として実施をするということで御説明させていただきました。

残高見込みではあるのですが、平成31年度末で3億5,000万円ほどありましたが、4月20日に1億3,000万円、今回5億4,400万円ほどの事業費として、これを財源に充てたいということで考えておりました、そうしますと4月分、それから本日分合わせて、1億8,800万円程度の事業費ということになります。

そうしますと残高は、今回の補正後の見込みになりますが、1億6,300万円程度ということになります。

これにつきましても、後ほど国から臨時交付金が支給されるというふうにお聞きしておりますので、それを振り替えるという方法も講じられるかなというふうに考えています。

○立崎聡一委員長 休憩します。

午前10時55分休憩

午前10時55分再開

○立崎聡一委員長 はい、再開します。

○岩永雅浩企画総務部長 失礼いたしました。

今回の補正予算につきましては5,440万円ということで、合計しますと1億8,800万円程度になりますので、今回補正後の見込みとしましては、その他まちづくり基金は1億6,300万円程度になるということでございます。

○川原田英世委員 ふるさと納税は本当に助かっているなというふうに認識をするところですが、しかし、これも長期化していけば、やはりいずれ底をつくことになるでしょうし、国からの交付金として措置がある程度あっても、それもどこまで長期化するかわからないという段階では厳しい。

今回は、先ほどちょっと山田委員との中で、後ほどまた議論する場所があるということなので、意見としてだけで控えますけれども、長期化すればするほどやっぱり飲食店から波及する、さらに卸売の業者であるとか製造業にまで厳しい状況が進んでいくというふうに思います。

既に卸しのほうの会社からも、相当資金の枯渇の状況があるというふうにも話を聞いていますし、そういうデータも出てきているところですので、基金をこれだけではなく、ほかのものも検討していかな

くてはいけないんだなということを理解しながら、まだふるさと納税である程度助かっているという状況は理解しましたが、6日以降もどうなるかわからないという状況を踏まえて、しっかりとこれからも財源のあり方の検討を進めていただきたいというふうに思います。

意見です。

○立崎聡一委員長 他に。

○松浦敏司委員 単純なことなんですけれども、今回の飲食業に対する申請する上での条件として、社交飲食応援お食事事業への登録が必要だということで、今現在142社が登録されているということなんですけど、この点でちょっと私がまだ十分理解できないのは、およそ300社ほどあるのでないかというお話も聞いているんですけれども、いずれにしても現時点では142社ということで、予算から言えばあと100社ぐらいは見込んでいるんだろうというふうに思うんですけれども、応援お食事券を登録するのが条件だという、この辺がいま一つわからないんですけれども、例えば市のほうで業者をある程度押さえているはずですから、その業者が申し込みを登録をするのではなく、一般の申し込みというのはこれはできないということなんでしょうか。

○秋葉孝博観光商工部次長 前段ですね、補正予算を組ませていただきまして、食事券事業というのをまずやっていたということは一つあります。

まずそのデータを有効活用すれば事業主の皆さんには、そこは非常に手間が省けるのではないかと、また、かつ、スピード感を持ってできるのではないかと、条件としておりますが、これにつきましては窓口が商工会議所でペーパー1枚だけ出せばいいというだけで、今委員がおっしゃった保健所の登録については、これ飲食業、例えばコンビニもとっているんですね。

ですから、そのデータで本当に店を構えてやっているかどうかというのは、実は判断がつかないというのがありますので、まずはこれ登録をしていただいて、そうした今回考えている社交飲食店かどうかとやっぱり判断をさせていただかなきゃいけませんので、現在の取組を継続したいというふうに考えております。

また、現状として、商工会議所ですとか社交飲食業組合ですとか、そういう組合とか団体に属さない個人の事業主の方がかなり増えているというような実態がありますので、事前登録につきましては全戸

チラシも打っていますが、再度時期を見ながらですね、また、そうした今回の制度のお知らせも含めて周知を図って、支援をする事業者を増やしていきたいというふうに考えております。

○松浦敏司委員 基本はわかるような気がするんですが、今、次長も言ったように、どこの組織にも属していない店があるんですよ。

それが結構多くあると、そのところで、結果としてお食事券を登録しなければならないという、そこがよくわからない部分なんです。

いわゆる申請をすればいいわけで、私も申請用紙を見させていただきました。

極めて簡単、屋号とか、住所とか、そういうのがあるわけですから、だから必ずしもそのお食事券に協力、登録しなくても、確認できるような感じがするんです。

そこで条件を付けてしまうと、なぜそういう条件に合致しないのは支援金を支給いただけないんだという、そういう素朴な疑問もあるんだろうというふうに思うんです。

その辺、どういうふうに理解したらいいのかをもう一回御答弁いただきたい。

○秋葉孝博観光商工部次長 社交飲食業は、その応援お食事券につきましては、本当に登録証を出していただくだけなんです。

これは総体的には6,000万円で、3,000円の券を2,000円で買えるということで、非常に経済効果としてはこちらのほうは実は高いと思います。

ですから、非常に苦しい状況にあるというふうに認識しておりますので、まずはこの事業を実施できるかどうか、ちょっと今私は断言できませんけれども、まずはその登録いただければ、その券でお客さんがそこにお見えになるということが想定されますから、その手続きが複雑で時間がかかるということであれば改善しますけれども、特にファクスでもメールでも紙1枚出せば登録になりますので、その辺は市が支援金を出す条件というか、申請の条件にしていますけれども、それほど手間暇をかけてるようなことでもありませんし、登録すること自体が反対だという意見というのは私のほうには届いていませんけれども、できれば一体となってやっていきたいという考えもありますので、そこは御了承いただきたいと思います。

○松浦敏司委員 そこがよくわかんないですけども、本当に簡単な書類だと私も見てそのとおりなん

です。

だから、それを申請すればいいのに、そこにどうしてもこのお食事券の登録をしなければならぬという部分をどうやって理解してもらえるかと、必ずしもそれを必要としない業者も中にはいらっしゃるって、そういう意味では、別にこういう条件は基本的には条件としてあったにしても、絶対このお食事券の事業への登録をしないとだめですというふうになると、不具合が生じる人がいるのではないかと、その辺が私の心配事なんです。

○立崎聡一委員長 休憩します。

午前11時03分休憩

午前11時06分再開

○立崎聡一委員長 再開いたします。

松浦委員の答弁から。

○秋葉孝博観光商工部次長 今の御意見はですね、御意見として承らせていただきたいと思います。

ただ、今回につきましては、一般的には補助金の申請書があって、実績報告書があって、それからそれにいろんな添付資料があって、初めて決定通知が出て請求書をもって振り込みです。

今回この一連のことをすることによってですね、市のほうから直接、判こがつけばいいだけの請求書を市のほうで名前も全部入れて、口座番号で登録しているところは口座番号も入れて送付しております。

そうしたことの事務の短縮に、事業主の方も手続が簡素化になっているかと思しますので、ぜひ御協力をいただきたいと思います。

○松浦敏司委員 はい、とりあえずわかりました。

私のほうでもいろいろとお話をしていきたいというふうに思います。

あとは、先ほど来皆さんからお話があるように、今後のことについて新たな協議の場というのも設けるようですから、今後のことについては、そこで述べていきたいというふうに思います。

終わります。

○立崎聡一委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なきようですのでお諮りしたいと思います。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、商工振興費関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○立崎聡一委員長 それでは続きまして、議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、観光振興費関係分について説明を求めます。

○大西広幸観光課長 議案資料7ページを御覧ください。

令和2年度一般会計観光振興費、宿泊施設等支援金給付事業の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、利用者が激減している宿泊施設及びバス、タクシー事業者に対し、支援金を支給する経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容としましては、宿泊施設及びバス、タクシー事業者に対する支援金として2,500万円を計上するものでございます。

次に、補正額の歳出予算は記載のとおりで、補正前の額ゼロ円、補正額2,500万円、補正後の額2,500万円、財源は全額基金繰入金でございます。

歳入予算につきましては、ふるさとのまちづくり基金からの繰入金で、補正前、補正後の額は記載のとおりとなっております。

次に事業の内容といたしましては、市内で営業しているホテル、旅館、簡易宿所、民泊、市内に本店を有するバス、タクシー事業者に対しまして、令和2年度、固定資産税額年税額のうち、対象事業者が所有し、事業用として使用している土地、家屋、償却資産の税額の4分の1に相当する額を支援金として給付いたします。

上限額は250万円、下限額は1万円としております。

また、事業用施設を賃貸している事業者につきましても、施設所有者の令和2年度、固定資産税額年税額のうち、事業用として使用している土地、家屋、償却資産の税額の4分の1に相当する額を支援するものであります。

こちらにつきましても上限額は250万円、下限は1万円としております。

以上で説明を終わります。

○立崎聡一委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○山田庫司郎委員 一点だけちょっと確認を含めてさせていただきたいと思いますが、ホテル、旅館業、そして交通関係、非常に厳しい状況ですから、

こういう対応をまず歓迎をさせていただきたいと思うんですが、観光振興費ですから、網走は観光のまちということで、ここに関わっている、企業というのはまだまだほかにもたくさんあるんですが、要するに交通関係、それとホテル旅館業ということにある程度枠を絞ったというのは、私の推測ですが、道のほかの支援金がございますが、この業種が対象外になっているというふうにはちょっと私は思うんですが、ただ、ホテル旅館業は、集会的なもの一部は認めるようだけれども、全体としては対象外となるようなお話を聞いていますから、そういう道の支援金から対象外になった大変厳しい業種について、こういう形で支援をしたいという考え方でののか、まずそのことをちょっと確認をさせていただきたいんです。

○大西広幸観光課長 今回、宿泊施設及びバス、タクシー業者の事業者を対象に支援金といたしましたのは、委員のおっしゃるとおり、道の休業要請の対象事業から外れておりまして、支援金は何も受けられない事業者であること、また先ほども申し上げましたが、コロナウイルスの影響によりまして、利用者がかなり激減している事業者であるため選定したものであります。

○山田庫司郎委員 やっぱり道の対象から外れているところについて、こういう形でフォローしてこうという、今回のこの事業だと認識を改めてさせてもらいます。

ただ観光に関わる業種というのは、先ほど川原田委員からも、ここで議論する課題ではないかもしれませんが、いろんな意味で他業種にわたっています。

ただ、こういう支援事業というのは、一つ枠を拡大すればまたさらに次の枠も広げていかないとならない、どんどんどんどん広がっていく、いいことなのですが、やっぱり財源の問題やいろんな問題がそこに関わってくるわけですから、どこまで救えるのかということのを最大限考えていくということにしていかなければならないというふうには思うわけですが、先ほど委員長からも、違う機会をぜひ議論を今後させてもらうという話を聞きましたので、その中でも今回こういう業種がどうだ、こういう業者がどうだということも議論したかったんですが、違う機会にですね、ぜひこれからの対策も含めて議論させていただきたいと思うので、この事業のそういうふうにして、業種を選定したのそういう趣旨だという

ことはわかりましたので、以上です。

○立崎聡一委員長 他に。

○栗田政男委員 本来ですと、書き入れどきのゴールデンウィークなんですけど、残念ながらストップしている状態で、企業の皆さんも大変苦勞しているんだろうと思います。

その中で各ほかの自治体でも、道のほうでも多分こういう固定資産税の何割みたいな感覚なんですけど、この根拠って何なんでしょう。

○田口徹観光商工部長 固定資産税を基準として支援という形ですけども、これまでの支援は、飲食店とかは一定の金額を支援することによりまして対応してきたんですけども、この観光業界の設備投資といいますか、施設といいますか、規模が非常に大きいものもありますし、また観光客が激減していて被害も大きいということもありまして、そういうことも考慮しながら検討したときに、何を基準にするかということをお考えさせていただきました。

その結果、通常、施設を使っていたら課税いただいている固定資産税、これが一つの基準になるのではないかと判断からですね、今回は固定資産税を基準に支援をさせていただくということになったものです。

○栗田政男委員 固定資産というのは資産ですよ。

その企業の規模というのは売り上げだとか、いろんなものが固定資産にかかわらず、それが一つの基準という、一つの企業として考えたときに、すなわちその価値が固定資産税だけでは判断できない部分が多々あるかと思うんですね。

タクシー、バスって言いましたっけ、のほうも、固定資産がどれぐらいあるのか、固定資産税がかかるということですから、建物、車庫とかそういうものだと思うんですが、果たしてそういうものが、金額がマックス出るのであれば、マックスが決まっているので、それも理解できるんですが、なぜそこを固定資産税だけで企業というのを見ちゃうのかなというのが不思議だったんです、単純に。

それはいい悪いではなくて、ある程度の基準がないと困るということだと思うんですが、非常に、企業を一つの見方、売り上げで一つ見るのか、雇用数で見るとか、いろんな企業の採算の仕方があると思うんですが、ちょっとその辺がほかでもやっているんで、そういう根拠しかなかったのかな、それしか仕方がなかったのかなというふうには理解するんです

けれども、今回はその固定資産というもので考えられるということなのですが、イメージが出てこないのですが、例えば大型の1,000人規模のキャパのホテルなんかは、固定資産税の額でいくとマックス出るということで理解してよろしいですか。

○田口徹観光商工部長 固定資産税、我々同じ市の職員、固定資産税、税務課も市の職員でいえば同じ立場なのですが、税情報というのは同じ市の職員でも見ることはできない、調査することもできない、委任状があれば別ですけどね。

そういう状況の中で、税務課に協力をいただいて、全体の中身とか、おおよそ大きいところ小さいところ含めると、そういうところは一応情報としていただきながら、個々ではなくて、情報をいただきながら判断させていただいております。

それで最大のところでは、固定資産税が1000万円越えるところもあると、当然4分1でいけば250万円、限度を超えるとところもあるというふうには聞いております。

○栗田政男委員 はい、その辺のイメージが出てこないと、どれぐらい支給されるのかというのが、固定資産税も多分誰もわかんないと思うんですね。

それ払っている本人しか、あれぐらいの建物だとどれぐらいで償却どれぐらいというのはわからないわけですよ。

個人情報関係もあるのでわかるんですけども、こういう規模でやられるという1,500万円というあれなので、大体想像はつくんですが、そういうことであればマックス出るので、それで間に合うとは決して私は考えられないのですが、こういうときは本当に砂漠の中の一滴の水で、それがすごく大切なことになろうかと思っておりますので、非常にいいあれですし、できるだけスピーディーに、これも何度も申します、いろんな皆さんの話が出ていますが、時間が命です。

お金、とにかくお金をスピーディーに出すということをや最大限注視して、速やかに遂行していただければというふうに思います。

以上です。

○立崎聡一委員長 他に。

○川原田英世委員 今の続きになるかもしれませんが、スピーディーにこれもやっていただきたいんですけども、どういったスケジュール感でいるのか、これを確認したいんです。

○大西広幸観光課長 スケジュール感ですが、本日

補正予算成立しましたら、できるだけ早く本日中でも申請書の様式ですとか、送らせていただきまして、連休明けには申請を受けられる形を取りたいと思っております。

申請を受けまして、請求書をいただきまして、早ければ5月の中旬以降には支給を完了、申請いただいた事業者に対しましては、早急に支給してまいりたいというふうに考えております。

○川原田英世委員 わかりました。

○立崎聡一委員長 他に。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なきようですので、お諮りしたいと思います。

議案第1号令和2年度網走市一般会計補正予算中、観光振興費関係分について、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

そのように決定いたしました。

他に、各委員、理事者側より何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、これで総務経済委員会を終了いたします。

御苦労さまでした。

午前11時20分閉会